

2025年度南山大学大学院法務研究科法務専攻  
＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2024年10月5日実施)

試験科目：法律科目試験・刑法

配点：100点

---

以下の問題文を読み、設問に答えなさい。

【問題文】

1. XとZは、振込詐欺集団の構成員であり、Zがリーダーとして名簿の中から対象者を選び、Xが電話をかける等の役割分担をしていた。Zは、南山市南山町に、タンス預金をしているAのうわさを聞きつけ、今回のターゲットとしてAを選んだ。Zは、Xに今回はAから300万円交付させる計画を通知し、Xはそれを承諾した。
2. Xは、計画の通り、A宅に「私は息子さんの上司ですが、お宅の息子さんは会社の資金を300万円横領していることがわかりました。会社としては大事にすることは控えたいと思いますので、300万円を支払っていただければ、今回の横領は不問に付したいと思うのですが、300万円準備してもらえますか。これから会社の者をお宅に伺わせます。」と電話で伝えた。
3. Aは、自分には息子はいないので、この電話は詐欺の電話であることを見抜いたが、日ごろから、詐欺の電話への対応の仕方を聞いていたので、「300万円準備して待っている。」と告げて、電話を切り、即座に警察に連絡した。
4. 警察からは、このまま騙されたふりを続けること、金を受け取りに来る者が現れば、その場で逮捕することを告げられた。
5. Xは、300万円の受け取りを、知人のYに依頼することにして、「Aさんのところで、荷物を受け取ってきてほしい。報酬は2万円はどうだ。」と伝えた。Yは、Xが日ごろから詐欺グループのメンバーとして活動していることを知っていたので、受け子の依頼だと思い、「お前、やばいことに関わっているだろう。危ない橋を2万では渡れない。20万出せば、引き受ける。」と返答したところ、Xは「仕方がない。20万出す。」と承諾した。
6. Yは、Xから指示されたA宅に出向き、A宅に入ったところで、待機していた警察官に逮捕された。

設問Ⅰ Xの罪責を論じなさい。

設問Ⅱ Yの罪責を論じなさい。

---

(問題紙)

以下の文章（フィクション）を読み、【設問】に答えなさい。

Xは、5件の連続した不同意わいせつの嫌疑で起訴された17歳の刑事被告人である。Yは、雑誌の出版等を目的とする株式会社であり、週刊誌Aを発行している。

Yは、Xの刑事裁判の審理が係属中に発売されたA誌上に、Xに関する記事（以下、「本件記事」とする）を掲載した。本件記事は4頁にわたっており、そこでは、Xに対して嫌疑がかけられた犯行の態様に加えて、Xの出生年月、出生地、非行歴、交友関係等が記載されていた。本件記事はXについて、漢字2文字からなるXの氏の最初の漢字の読みをアルファベットで表記し（「南山」であれば「N山」）、名は同音異字で呼称した。

Xは、本件記事で用いられている呼称から、Xがこの事件の本人であることを容易に推測できるとして、Yに対し損害賠償を請求した。

【設問】

あなたがYの弁護人であるとして、憲法上の論点についてどのような主張をするかを、予想されるXの主張・再反論を想定しつつ、述べなさい。

(参照条文)

**少年法61条** 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

(問題紙)

次の〔設例〕を読んで、〔問題〕に答えなさい。

〔設例〕

A株式会社(以下、「A社」という)は、会社法上の公開会社ではなく、取締役会と監査役を設置している。A社の代表取締役はa、同社の取締役はa、bおよびcの3名であった。監査役はdである。

aは元来ギャンブル好きで、消費者金融E社からお金を借りてギャンブルを続け、負債額が100万円(以下、「本件債務」という)に達していた。消費者金融から内容証明郵便による貸金の返還の催促を受けた時、家族にギャンブルによる借金を知られることを不名誉であると思い始めた。

そこで、aは本件債務をA社の資金で返済することにした。E社との間でA社をaが代表して、本件債務をA社が引き受ける契約を締結し(以下、「本件債務引受」という)、契約の翌日に本件債務を弁済した。

〔問題〕本件債務引受をしたことによりA社に損害が生じたとして、A社監査役dがaに会社法423条1項に基づく責任追及の訴えを提起した。次の各場合についてA社の請求は認められるか、論じなさい。

- (1) A社の株主はaを含む4名であった場合。
- (2) A社の株式のすべてをaが所有していた場合。

以上

2025年度南山大学大学院 法務研究科 法務専攻  
＜専門職学位課程＞ 入学試験 B日程

(2024年10月5日実施) 試験科目：法律科目試験・民法

配点：200点

(問題紙)

以下のⅠおよびⅡに解答しなさい。

\*解答の順序は問わないが、大問番号（ⅠまたはⅡ）および設問番号を明記すること。

\*解答紙は、大問ごとに分けて用いること。

Ⅰ 以下の文章を読んで、〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。

Aは、2022年11月10日に死亡した。Aの相続人は、妻Xと、亡Aの母Yである。Aの遺産は、Aが独身時代に購入し、現在はYが一人暮らしをしているマンション一室（以下「甲不動産」という。評価額2500万円）と銀行預金500万円の合計3000万円である（負債は一切ない）。

Aは生前、自筆証書遺言（以下「本件遺言」という。）を作成しており、その内容は、「遺産をすべてYに与える」というものであった。本件遺言は、2023年2月9日に、甲不動産内でYがその存在に気づき、同日のうちに、Xにもその存在と内容が伝えられたが、Xはこの内容にひどくショックを受けていた。

Xは、本件遺言の有効性を争うつもりはなかったが、その内容に不満があったため、①2023年9月14日、「Aの遺産分割協議を行いたいと考えております」とYに電話で伝えた。しかし、Yは、Aの相続は本件遺言通りになされれば良いことであって、改めてXと遺産分割協議をする必要はないと考えて、「私は、Aの最期の意思を尊重したいだけです」とだけ答えた。その後、適正な手続を経て、甲不動産の登記はYに移転された。

そこで、②2023年10月28日、XはYに対し遺留分侵害額請求権を行使する旨の意思表示を記載した同日付の内容証明郵便（以下「本件内容証明郵便」という。）を送付したが、本件内容証明郵便はY不在のために配達されなかった。Yは、不在配達通知書の記載により、Xから本件内容証明郵便が送付されたことを知ったが、体調不良を理由に郵便局へ受領に赴かなかったため、本件内容証明郵便は留置期間の経過により、Xに返送された。

その後、2023年11月7日に、Yは、Xに対し、(a) 多忙のために本件内容証明郵便を受け取ることができないう旨、および、(b) 上記①の電話で提案された遺産分割協議には参加するつもりはない旨を記載した書面を郵送した。また、Xは、③2024年2月22日、遺留分侵害額請求に関して調停を申し立てたが、Yの参加がなく、不調に終わった。

〔設問1〕

下線部について、Xは、Yに対してどのような権利を行使できるか、根拠条文を示しつつ具体的に説明しなさい。

〔設問2〕

2024年10月1日、XがYに対して遺留分侵害額請求訴訟を提起したとする。Yからの反論を想定しつつ、Xの請求が認められる否か、論じなさい。

II 以下の文章を読んで、[設問1] および [設問2] に答えなさい。なお、各設問は独立している。

Aは、機械製品の部品を製造しており、発注に応じて部品を製造して納品し、その都度代金を受け取っていた。近年、当該製品の市場が縮小し、Aの経営は次第に悪化していた。

2024年5月1日、Aに対して1000万円の貸付金債権を有していたBは、その返済が滞っていたことから、Aを債務者、Cを第三債務者として、AがCに対して有していた100万円の代金債権（以下「甲債権」という。）の差押命令を申し立て、同日、差押命令（以下「本件差押命令」という。）を得た。本件差押命令は、翌2日にCに送達された。

[設問1]

市場縮小のあおりを受け、Aの取引先はほぼCのみとなっていた。

2020年4月30日、Aは、融資を受けていたDに対して、同年5月から2025年5月までにCとの間の部品の販売契約から生じる代金債権5年分を包括的に譲渡する契約を締結し、Cに対し翌日到達の内容証明郵便にて通知していた。甲債権もこの中に含まれていた。Bは、Cに対して甲債権の支払を請求した。

Bの請求は認められるか、論じなさい。

[設問2]

2024年4月30日、Aは、融資を受けていたDに対して、甲債権を譲渡し、Cに対し同年5月2日到達の内容証明郵便にて通知していた。この通知の到達は、本件差押命令の送達と同時であった。

- (1) 同月7日、Cは、Dに対して甲債権を弁済した。この弁済の有効性について論じなさい。
- (2) (1)の弁済が有効であるとき、BはDに対してどのような請求をすることが考えられるか、その可否も含め論じなさい。

以上